

# 給与支払報告 特別徴収

## に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、異動月の翌月10日までに提出してください。

年 月 日 提出 (あて先) 飯 田 市 長		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	〒										特別徴収義務者指定番号	住民CD		1. 現年度	2. 新年度	※この用紙が不足する場合はコピー又は、飯田市公式ウェブサイトよりダウンロードしてお使いください。	
			フリガナ											連絡先の係、氏名及び電話番号						
			氏名又は名称												係					
			個人番号又は法人番号												氏名					
													電話	( ) -						
給与所得者			(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由(下記から選択して○で囲む)	異動後の未徴収税額の徴収	退職した年の1月から退職時までの給与支払額											
フリガナ			円	円	円	異動年月日	1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 ※「9. その他」を選択された場合、次の理由の中からいずれかの理由を必ず選択してください。	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 ※残額を退職者から全額徴収し、事業所が納入する 3. 普通徴収 ※残額を退職者本人が納入する	円 控除社会保険料額 円											
氏名	旧姓( )																			
生年月日	大正・昭和・平成	年 月 日																		
個人番号																				
1月1日現在の住所																				
現住所																				

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(ウ)未徴収税額について一括徴収する場合は、下記の欄にも記入してください。

一括徴収した税額は__月分(__月__日納期限分)に納入します。	※地方税法により、1月1日から4月30日までの退職者については、一括徴収が義務づけられています。この期間中は異動者印不要です。 ※死亡による退職の場合は時期に関わらず一括徴収はできません(普通徴収へ切り替えます)。
徴収(予定)額(ウ) _____円	異動者印 ⑥

1(普B)	他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)
2(普C)	給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支給額が93万円以下)
3(普D)	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)
4(普E)	事業専従者(個人事業主のみ対象)

◎転勤等による特別徴収届出書(新勤務先にて記入し、飯田市に提出してください)

新しい勤務先では	新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号											受給者番号			
月割額 円を	(※新規事業所の場合は記入不要です。)											(受給者番号とは、給与事務にあたり各事業者が独自に付す番号のことで)			
月分から徴収し、納入する。	新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒										連絡先の係、氏名及び電話番号	係		
	フリガナ												氏名		
給与支払期日	氏名又は名称												電話	( ) -	